特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務　重点項目評価書【令和7年3月31日に評価書番号16に統合】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
古河市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
古河市長

公表日
令和7年3月31日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予診票の発行等を行う。 （特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①新型インフルエンザ等の予防接種対象者の把握 ②新型インフルエンザ等の予防接種の実施に関する事務 ③新型インフルエンザ等の予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④新型インフルエンザ等の予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等の予防接種実施者の記録及び保存に関する事務 ⑥その他上記事務に関する事務 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	1　対象者把握機能 予防接種の対象者把握を行う。 2　接種者管理機能 予診票の発行処理を行う。 3　統計処理 各種統計書、報告書の作成を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1　宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目（氏名及び名称、性別、生年月日、住所など）の作成・管理をする。 2　個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1　符号管理機能 　情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2　情報照会機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の93の2の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める 事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第67条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第115の2項、 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第115の2項、 内閣府・総務省令第7号　第59条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部　健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		住民基本台帳に記録された本市住民で新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の対象者
	その必要性	予防接種対象者及び接種者を把握するために管理している
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	【識別情報】 対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正管理のため。 【連絡先等情報】 通知等の送付に必要なため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		令和3年4月1日
⑥事務担当部署		健康推進部　健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民総合窓口課 ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他市区町村 ） [○] 民間事業者 （ 予防接種実施医療機関 ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施及び予防接種に関する記録の適正な管理のため
④使用の主体	使用部署	健康推進部 健康づくり課
	使用者数	[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		・予防接種対象者及び受診者の管理
	情報の突合	・住民基本台帳により、接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。
⑥使用開始日		令和3年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		システムの運用
①委託内容		磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の115の2 別表第二主務省令 第59条の2
②提供先における用途	新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスにはID及びパスワードによる認証が必要。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（個人基本情報）
1.個人番号　2.カナ氏名　3.氏名　4.生年月日　5.性別　6.続柄　7.郵便番号　8.住所　9.方書　10.地区名　11.小学校区
12.異動事由　13.異動日　14.異動届出日　15.住民になった異動日　16.住民になった届出日　17.住民でなくなった異動日
18.住民でなくなった届出日　19.転入前住所　20.転入前方書

（予防接種情報）
1.接種コード　2.接種回数　3.接種日　4.接種日年齢（月齢）　5.医療機関　6.接種医　7.LotNo 8.接種量　9.予診有無

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	システムにアクセス可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより操作者の認証を行う。	
その他の措置の内容	システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 捜査権限の設定を行う。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータの取扱いに対して以下の内容を契約書に明記している。 ・個人情報の秘密保持 ・個人情報の収集制限 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の目的外利用・提供の禁止 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報の再委託の禁止 ・個人情報に係る文書等の返還 ・個人情報の取扱い状況に関する報告等の義務 ・契約の解除及び損害賠償
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　　4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも委託と同等以上の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】 番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報照会を行う。 【中間サーバーにおける措置】 ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステム情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト（※2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 【その他の措置】 目的外の特定個人情報の入手が行われることがないよう照会内容管理簿に記録する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】 番号法別表第二に規定された事務以外の事務については、統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。 【中間サーバーにおける措置】 ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・サーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの仕様又は物理破壊を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
個人番号が記載された申請書類は、施錠ができる保管場所に保管する。保管年限を経過したものは、焼却等の適切な処分を実施する。		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	古河市情報セキュリティポリシーに基づき、権限や責任等、職員の情報セキュリティに関する研修を実施する。 また、情報漏えい等のリスクを想定した危機管理意識の啓発を行う。 委託業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付ける。

10. その他のリスク対策

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	古河市　総務部　総務課 茨城県古河市下大野2248 0280-92-3111
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、古河市個人情報保護条例及び施行規則の規定に基づき、開示・訂正・利用停止を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	古河市　健康推進部　健康づくり課 茨城県古河市新久田271-1 0280-33-6674
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、対応記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年3月12日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	公表日	令和3年3月12日	令和3年9月22日		
令和3年9月22日	Ⅰ 基本情報 5.情報提供ネットワークシステ	■情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第115の2	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第115の2	事後	
令和3年9月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号　別表第二の115の2 別表第二主務省令　第59条の2	番号法第19条第8号　別表第二の115の2 別表第二主務省令　第59条の2	事後	
令和3年9月22日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステ	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】	【健康管理システム・宛名管理システムにおける措置】	事後	
令和5年11月14日	Ⅳ　開示請求 1.特定個人情報の開示・訂	古河市個人情報保護条例に基づき、開示・訂正・利用停止の請求等を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律、古河市個人情報保護条例及び施行規則の規定に基づき、開	事後	
令和7年3月31日	評価書名	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務　重点項目評価書【令和7年3月31日に評価書番号16に統合】	事後	